

法 務 大 臣 殿

交通事故調書の事故後速やかな開示を求めます。

交通事故で被害者が死亡あるいは重傷で事故状況について証言できない場合、実況見分が加害者の一方的な証言に沿って行われ、「死人に口無し」の捜査がまかり通ります。この不公正が多く の被害者・遺族を二次的被害として苦しめるだけでなく、交通犯罪を軽く扱う要因となり、結果として再発防止対策が遅れ、悪質な違反や危険運転が横行することになります。

刑事訴訟法 47 条には、「公益上の必要があり、相当と認められる場合は、この限りでない」との但し書きがありますが、現状では事故の被害者側には一切開示されていません。初捜査の誤りを未然に防ぎ、「加害者天国」という不公正を許さないためにも、警察が作成する交通事故調書を、被害者・遺族の求めに応じ捜査段階で開示されるよう強く求めます。

交通事故調書の開示を求める会

代表 白 倉 博 幸

署名用紙作成 2015 年 10 月

氏 名	住 所 (都道府県からお書きください)

自署でお願いいたします。

署名用紙

送付先 「交通事故調書の開示を求める会」 事務局

〒〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町 10-35 S-216

TEL/FAX 042-444-0360 または 代表宛 FAX 011-378-1718

Email: [early@chousho-kaiji.net](mailto:early@chousho-kaiji.net) URL <http://chousho-kaiji.com>